

## 船舶事故調査報告書

令和6年10月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年7月30日 13時33分ごろ
発生場所	山口県長門市青海島北岸 潮場ノ鼻灯台から真方位267° 1,140m付近 (概位 北緯34° 26.2′ 東経131° 14.4′)
事故の概要	旅客船えんじえるは、航行中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年8月2日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船 えんじえる、8.5トン
船舶番号、船舶所有者等	291-37676山口、青海島観光汽船株式会社（A社）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	船底に擦過傷、プロペラ先端に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、旅客14人を乗せ、青海島を時計回りに一周する遊覧の目的で、長門市仙崎港の自社専用棧橋を12時40分の定刻に出航した。</p> <p>船長は、操舵室右舷側の操縦席に腰を掛け、手動操舵により操船に当たり、青海島北岸の岩肌に形成された島見門<small>しまみもん</small>と称する横穴を約2ノットの対地速力で通航した後、前方の岩礁と「右舷前方の岩礁」（以下「本件岩礁」という。）との間（以下「本件水路」という。）に向けて航行しようとしていた。</p> <p>船長は、船首目標としている前方の岩礁が正船首方から少し左舷方に見え、船位がふだんより本件岩礁に寄っていることが分かったものの、右舵をいつもより大きく取って船尾キック（舵を取った側と反対方向に船尾が押し出される作用）を効かせれば、船尾が左舷方に振れて本件岩礁から十分に離れることができ、本件水路を安全に航行できると思った。</p> <p>船長は、舵輪を右に約半回転させて右舵を取り、機関回転数を少し上げて本件水路に向けて航行したところ、本件岩礁に乗り揚げた。</p> <p>(付図1 島見門付近概略図 参照)</p> <p>船長は、負傷者がいないこと及び船体に浸水がないことを確認し、本事故の発生を無線でA社に連絡しようとしたものの、島陰で無線が通じず、無線を傍受した後続の自社船船長と交信し、A社への連絡を依頼した。</p>

	<p>旅客の1人は、本事故の発生を携帯電話で118番通報した。</p> <p>本船は、来援した別の自社船に旅客を移乗させた後、同自社船により引き出されて離礁し、仙崎港に自力で帰航した。</p> <p>船長は、青海島一周コースにおける船長としての操船経験が約6年あり、島見門付近が、一番狭く、操舵や速力など操船に注意を要する場所であることを認識しており、目視のみにより岩礁を避けながら操船を行っていた。</p> <p>船長は、ふだん、島見門を通航した後、前方の岩礁を正船首方に見て直進した後、舵輪を右に約4分の1回転させて右舵を取り、本件水路を航行していた。</p> <p>船長は、船位がふだんより本件岩礁に寄っていることが分かった際、一旦左舵を取ってふだんの船位に戻した後、ふだんどおり右舵を取り、適切な針路で航行していれば、本件水路を安全に航行できたのではないかと本事故後に思った。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.50m、船尾約1.35mであった。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、<sup>きょうがい</sup>狭隘な青海島北岸の島見門付近を航行中、船長が、船位がふだんより本件岩礁に寄っていることに気付いた際、本件岩礁と安全な距離をとろうとして船尾キックを利用したものの、十分な距離をとることができないまま航行し続けたことから、本件岩礁に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、船尾キックを利用すれば、本船の船尾が左舷方に振れて本件岩礁から十分に離れることができると思ったことから、船尾キックを利用したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、狭隘な青海島北岸の島見門付近を航行中、船長が、船位がふだんより本件岩礁に寄っていることに気付いた際、本件岩礁と安全な距離をとろうとして船尾キックを利用したものの、十分な距離をとることができないまま航行し続けたため、本件岩礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、浅所が存在する狭い海域を航行する場合、危険な岩礁から十分な距離をとり、適切な針路で岩礁と岩礁との間を航行するように操船すること。</li> <li>・ 船長は、事故が発生した際、速やかに海上保安庁に通報すること。</li> </ul>

付図1 島見門付近概略図

